

平成20年さんま及びずわいがにのTAC（漁獲可能量）改定  
及び配分について  
（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更）

諮問第 142 号

平成20年さんまのTAC改定並びにこれに係る大臣管理量及び知事管理量の変更とずわいがにのC海域及びD海域に係る大臣管理量及び知事管理量の配分について、6月6日、水産政策審議会資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申され、同日付で、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更を行った。

○平成20年さんまのTAC改定並びにこれに係る大臣管理量及び知事管理量の変更

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量（トン）
さんま	平成20年1月～ 平成20年12月	(396,000)
		<u>455,000</u>
		(内訳)
		大臣管理量
		(300,000)
		<u>350,000</u>
北海道知事管理量		
(51,000)		
<u>58,000</u>		
岩手県知事管理量		
(6,000)		
<u>8,000</u>		

\* 上段かっこ書きは変更前

○ずわいがにのC海域及びD海域に係る大臣管理量及び知事管理量の配分について

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量（トン）
ずわいがに	平成20年7月～ 平成21年6月	7,793
		(内訳)
		大臣管理量
		(4,999)
		<u>5,874</u>
		C海域
		(北海道西部)
		北海道知事管理量
		43
		(0)
<u>43</u>		
D海域		
(オホーツク海)		
大臣管理量		
1,000		
(0)		
<u>875</u>		
北海道知事管理量		
(0)		
<u>125</u>		

\* 上段かっこ書きは変更前